

## 幼年消防クラブ育成指導要綱

### (目的)

- 1、この要綱は、幼児に対して正しい火の取扱いおよび消防のしくみ等を理解させ、防災意識の基礎づくりを行うため、幼年消防クラブ（以下「クラブ」という。）を結成し育成指導にあたることを目的とする。

### (クラブの結成促進)

- 2、所轄消防署長（以下「署長」という。）は、幼年消防クラブ規約（別添）の主旨にもとづき、管轄内の幼稚園に対しクラブの結成を促進する。
- 3、消防局長（以下「局長」という。）は、前号の署長が行う結成促進に協力する。
- 4、署長は、クラブが結成されたときは、クラブ名および構成員数を局長に報告しなければならない。

### (育成指導)

- 5、署長は、年度の始めに管轄内のクラブと年間活動について調整を図り年間活動計画書（様式第1号）を作成提出させる。
- 6、署長は、前号の活動計画書の「写」を局長に送付しなければならない。
- 7、局長は、前4号の報告にもとづいて幼年消防クラブ名簿（様式第2号）を作成する。
- 8、育成指導の科目内容は、おおむね次のとおりとする。
  - (1) 防火教室
    - ア、火遊びはやめよう
    - イ、花火教室
    - ウ、防火映画会
  - (2) 消防署見学（写生等）
  - (3) 避難訓練
  - (4) その他育成に必要な事項

(活動期間)

9、クラブの活動期間は原則として、毎年4月から翌年3月までの1年間とする。

(その他)

10、育成指導に必要な経費については、年間活動計画書を局長に送付するときに合わせて概算要求する。

付 則

この要綱は、平成3年4月1日から運用する。



